

## 子育て関連事業

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
1	子育てサロン	親子がともに自由に過ごせる場所を提供し、育児不安の解消や、保健師・栄養士等による育児相談、情報提供等を実施して、子育てについての支援を行います。	こども支援課	乳幼児とその保護者
2	一時預かり (一時保育・短時間預かり)	満1歳から小学校就学前までの子どもを対象に、保護者の仕事や通院、育児疲れなどで一時的に家庭での保育ができなくなった場合に預かります。	こども支援課	乳幼児
3	ファミリーサポートセンター事業	地域の中で子どもを預けたり預かったりすることで、子育てをしている家庭と地域の方々がつながり合い、信頼と助け合いの関係の中で、安心して子育てができる環境づくりを目指します。	こども支援課	生後3か月の乳幼児から小学6年生までの保護者
4	育児・教育相談	保育園や幼稚園での育児相談等を実施します。	こども支援課 学校教育課	乳幼児の保護者
5	幼稚園での預かり保育	保護者の緊急・一時的な利用や、就労のための定期的な利用など、様々な状況に応じて、幼稚園普通教育終了後の午後2時から4時まで預かり保育を実施し、仕事と子育ての両立を支援します。	幼稚園	幼稚園児
6	通常保育 (待機児童ゼロ)	町立保育園が4園ある中で、受入児童数の弾力化を図り、引き続き待機児童ゼロを推進します。	こども支援課	就学前児童
7	延長保育	保育短時間認定の子どもが、保育園開所時間内で保育時間を延長することができます。	こども支援課	保育園児
8	保育内容の充実	研修会等の参加を促進して、保育士等の資質の向上を図ります。	こども支援課	保育士等
9	園庭開放 (保育園・幼稚園)	就学前児童で幼稚園や保育園に通っていない児童を対象に保育園では、月1回園庭開放日を定め、親子で遊んでもらいます。また、幼稚園ではご連絡いただければ園庭を開放して親子で遊んでもらいます。	こども支援課 学校教育課	就学前児童
10	放課後児童健全育成事業 (学童保育)	町内の3小学校で開設。放課後に適切な保育を受けることのできない小学1～6年生を対象に授業終了後から午後6時まで(土曜・学校休業日及び長期休業日は午前8時から午後6時まで)開設しています。	社会教育課	小学1～6年生
11	放課後子ども教室推進事業 (そよかぜきょうしつ)	東台福浦小学校で、放課後の子どもの居場所づくりとして全児童を対象に、水・金曜日に午後2時から午後4時30分まで無料開設しています。	社会教育課	東台福浦 小学校児童
	放課後子ども教室推進事業 (放課後まなび教室)	湯河原小学校で、学校開設日の給食がある火曜日に1～3年生、木曜日に4～6年生を対象に午後2時から午後4時30分まで実施しています。	社会教育課	湯河原 小学校児童
	放課後子ども教室推進事業 (JUMP)	吉浜小学校で、学校開設日の給食がある水曜日に1～3年生、金曜日に4～6年生を対象に午後2時から午後4時30分まで実施しています。	社会教育課	吉浜 小学校児童

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
12	多世代交流事業	子どもからお年寄りまでの多世代が自由に過ごす「多世代の居場所」、多世代がともに学ぶ「多世代共創塾」、食事作りと夕食をともに行う「居場食堂」、学習支援事業である「ゆがわらっこ大学」など、安心して過ごせる居場所として活動しています。	こども支援課	町民
13	子育て支援ネットワークの構築	学校、幼稚園、保育園、行政機関、医療機関など関係機関が相互に連携を図り、様々な相談に速やかに対応できる体制をつくります。	こども支援課 学校教育課	子育て中の保護者等
14	相談窓口の一元化	育児不安や教育相談など多様化する相談内容に対応するための相談窓口を子育て支援センターに一元化して、相談者の利便を図ります。	こども支援課	子育て中の保護者等
15	敬老のつどい	町主催の「敬老のつどい」に保育園児（毎年ローテーションで1園が参加）が参加して、高齢者との交流を図ります。	介護課	保育園児 年長
16	消防出初め式	毎年1月に行う町の消防出初め式に「幼年消防クラブ」「少年少女消防クラブ」として参加し、地域との交流を図ります。	警防課	保育園・ 幼稚園年長 小学5年生 ～中学生
17	読み聞かせ (ボランティア)	保育園児等を対象に絵本等の読み聞かせを実施します。	こども支援課	保育園児
18	保育園・幼稚園・小学校との連携	総合的な学習、交流給食、運動会、学習発表会などを小学校と一緒にを行い、また、園訪問を通じて小学校児童との交流を深め、友愛の心を育てます。	学校教育課	保育園児・ 幼稚園児・ 小学生
19	4か月児健康診査	発育・発達の確認、身体的異常の再評価（先天性疾患・斜頸・股関節脱臼）、栄養相談、保健相談（生活・育児）等を実施し、育児支援をしていきます。また、その後のフォローとして、経過観察や、フォローが必要と認められた母・児へは健診や育児相談、家庭訪問等により、状態の確認と育児支援を行います。	保健センター	乳児
20	8～9か月健康診査	医療機関に委託して、疾病・異常の早期発見及び発育・発達の確認や育児相談を行います。その後フォローが必要と認められた母・児へは育児相談、家庭訪問等により、状態の確認と育児支援を行います。	保健センター	乳児
21	1歳6か月児健康診査	発育・発達や食生活習慣の確認、むし歯の多発が予測される背景の確認を行います。精神発達・育児環境等で経過観察、フォローが必要な児は、育児フォロー教室へつなげます。療育等が必要な児は、療育へつなげます。	保健センター	幼児
22	1歳児歯科教室	むし歯予防について栄養・むし歯の集団教育、ブラッシング指導、保健相談（生活・栄養・育児）等を実施します。	保健センター	幼児

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
23	子育て相談 (心理相談)	子どものしつけや、生活習慣の問題など、子育て中の様々な悩みについて、心理相談員が相談をお受けします。 ※1歳児歯科教室・2歳児歯科健診及び1歳6か月・3歳6か月健診時に開催	保健センター	乳幼児
24	予防接種相談	子どもの予防接種の種類・効果・受け方等について、各種健康診査(4か月・1歳6か月・3歳6か月)、歯科検診及び育児相談等に併設して相談をお受けします。	保健センター	乳幼児
25	3歳6か月児健康診査	心身の障がいや問題の早期発見、生活習慣の形成、むし歯や歯肉炎の予防・正しい咬合(こうごう)育成のため、発育・発達、食習慣、育児環境に対して総合的な育児支援を行います。精神発達・育児環境等で経過観察、フォローが必要な児は、育児フォロー教室へつなげます。療育等が必要な乳幼児は、地域訓練会、巡回リハビリテーション等の早期療育へつなげます。	保健センター	幼児
26	2歳児歯科検診及び2歳6か月児歯科検診	歯科検診、歯磨き相談、予防処置、保健相談(生活・栄養・育児)、身体計測、心理相談(2歳児のみ実施)を実施します。その後のフォローとして、むし歯ハイリスク児は、ハイリスク歯科検診へつなげます。生活・栄養・育児・心理面でフォローが必要な児は、育児相談、家庭訪問、育児フォロー教室等へつなげます。	保健センター	幼児
27	歯科事後健診	各歯科検診の結果フォローが必要と認められた児に対して歯科検診、予防処置、育児相談を行います。	保健センター	乳幼児
28	予防接種	子どもを感染症から守るためのワクチン接種(ロタ・B型肝炎・BCG・二種混合・四種混合・子宮頸がん・麻疹・風しん・日本脳炎・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘)の費用を負担します。	保健センター	生後2か月～16歳までの方
29	ウェルカムベビークラス	新たな命を育む機会に、赤ちゃんのお世話の体験や、食事・歯科について学べるよう支援します。	保健センター	妊産婦とその家族
30	妊産婦・新生児・乳幼児訪問	母乳育児や親子の体に必要な栄養について学び、楽しく育児をすることを支援します。	保健センター	乳幼児とその保護者
31	各種乳幼児健康診査(個別相談)	子どもの成長・発達確認とともに、親子の食事のあり方を実践できるよう支援します。	保健センター	乳幼児とその保護者
32	離乳食講習会	離乳食の作り方・進め方・与え方について調理実習を含め具体的に学習することにより、母親(父親)がスムーズに乳児の食生活を実践していけるよう支援します。	保健センター	離乳期の乳幼児の保護者とその家族
33	育児相談	健やかに子どもを育てるために、乳幼児の身長・体重計測や、育児に関する相談に応じ、また、来所者同士が交流・情報交換できるよう支援します。	保健センター	乳幼児とその保護者

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
34	保育園・幼稚園・小学校・中学校における食育の推進	保育園・幼稚園・小学校において、収穫や調理の実践・季節の食材や行事食の経験などから、食事への興味を引き出します。また、小・中学校の「お弁当の日」の取組を通じて食事の意義を理解し、食べる楽しさや調理をしてくれる人・食材を作る人への感謝の心を学び、健やかな心と体を育みます。	こども支援課 教育委員会	保育園児・幼稚園児・小学生・中学生
35	給食試食会	児童の保護者が給食の様子を参観し、給食を試食します。	学校教育課	小学生の保護者
36	小学生の料理教室	調理実習と講義を通して「食事とは何か」に関心を持ち、栄養の基礎知識を習得します。	保健センター	小学生
37	食育サポート養成	主体的に食育事業の企画・実施ができる町民参加型ボランティアを養成及び育成します。	保健センター	町民
38	土にふれあう園児のつどい	園児による芋の苗付けと芋掘りを行うことで、食物の生育と収穫の喜びを体験します。	こども支援課	保育園児・幼稚園児
39	医療機関の情報提供	町民カレンダーやホームページ、メールマガジンなどを通じて、町内医療機関の休日当番医などの情報を提供します。	保健センター	町民
40	新生児聴覚検査	難聴の早期発見・赤ちゃんの健やかな成長のため、新生児聴覚検査の費用の一部を町が負担します。	保健センター	誕生から生後1か月未満
41	小児医療費の助成	小児が病気やけがなどで医療機関にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。	こども支援課	0歳～小学6年までの児童
42	不育症治療費助成	不育症に悩むご夫婦が安心して治療が受けられるよう、不育症治療費（保険外診療対象治療費）の一部を助成します。	保健センター	不育症治療（保険外診療対象治療）をした方
43	妊婦健康診査	安全な分娩と健やかな子どもの出生を迎えられるよう、医療機関に委託して健康診査を実施し、異常の早期発見と適切な保健相談を行い、必要な治療へつなげます。	保健センター	妊婦
44	ハイリスク母子訪問指導	18歳以下、35歳以上及び外国人を対象とし、必要に応じ継続して訪問します。	保健センター	妊婦
45	妊産婦・乳幼児訪問指導	妊娠・出産・育児・日常生活全般に関する相談に応じ、疾病の予防や早期発見に努め、健やかな子どもを生み育てられるよう、育児支援します。	保健センター	乳幼児とその保護者
46	産婦健康診査	産後の健康管理のため、産婦健診2回分の費用の一部を町が助成します。	保健センター	産婦

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
47	産後ケア	母の心身の疲労回復と育児不安を解消するため、通所型と宿泊型を実施します。 <通所型> ・親子のきずなを深める赤ちゃんマッサージ、ママの骨盤ケアとヘルシーランチ	保健センター	2～4か月児
48	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、親の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に適切なサービス提供を行います。	保健センター	乳児とその保護者
49	親子の自主サークル このゆびとまれ	6か月～就園前の親子を対象にした親子ともに交友の場であり、主に子ども同士のつながりを深め、幼児の社会性、協調性を養うとともに、心身の健康づくりと調和のとれた発達を促すことを目的とした自主サークルです。地域会館、公園を会場にしています。※会の自主運営を側面から支援しています。(活動のPR等)	保健センター	就学前児童とその保護者
50	マタニティ・サポート119	町内に産科を備えた病院がないため、妊婦やその家族の不安を少しでも解消することを目的とし、出産時の入院に際して、必要な設備を備えた専用の車両が、かかりつけの病院までお送りするサービスを行っています。事前登録をしていただくことで、円滑な搬送が行え、また町内で里帰り出産を迎える妊婦の皆様にもご利用いただけます。	保健センター	妊婦
51	チャイルドシート等の普及	ベビーシート・チャイルドシートの無料貸し出しを行い、普及啓発を行います。	まちづくり課	乳幼児の保護者
52	防犯情報の提供	子どもにかかわる犯罪が発生した際は、学校、幼稚園、保育園の保護者等へ、メールにより情報提供を行い、防犯に努めます。	地域政策課 こども支援課 学校教育課 社会教育課 (青少年相談室)	乳幼児と小・中学生
53	健康診査や相談時等の対応	母子の定期健康診断や相談のときに、虐待の兆候など早期発見に努め、適切な対応を図ります。	保健センター	乳幼児とその保護者
54	要保護児童対策地域協議会	代表者会議・実務者会議・ケース検討会議の開催により、広域的な連携を図りながら児童虐待の防止を図ります。	こども支援課	要保護児童

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
55	児童委員、主任児童委員による相談・見守り	民生委員でもある児童委員、主任児童委員が連携し、日頃から地域の子どもたちが元気に安心してくらすせるように相談・見守り活動を行います。	社会福祉課 こども支援課	児童
56	ひとり親家庭等医療費の助成	病気やけがなどで医療機関にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。(所得制限あり)	こども支援課	母子家庭等
57	保育園の優先入園	保育園の入園希望に対して、優先順位に配慮します。	こども支援課	母子家庭等
58	あゆみの会	発達やことばの遅れなどが心配、お友達と上手に遊べないなど、ちょっと気になるところがあるときに親子で参加する集まりで、言語療法士や保育士などが指導、助言を行います。	社会福祉課	就学前児童等
59	重度障がい者医療費助成制度	重度障がいの方が、医療機関等にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。	社会福祉課	重度障がい児者
60	児童福祉法に基づく障がい児通所支援	児童福祉法に基づく各種サービス(児童発達支援、放課後デイサービスなど)を受けるための通所給付決定や通所支援の利用に係る費用を負担します。	社会福祉課	障がい児
61	相談・指導体制の整備	健康診断時における障がいの早期発見と、関係機関との連携を図り、適切な指導と助言に努めます。	保健センター	町民
62	新入学祝金の支給	小中学校入学時にお祝い金を支給します。	学校教育課	新一年生とその保護者
63	給食費の助成	小学校の給食費の一部を助成することで、保護者負担を軽減します。	学校教育課	小学生とその保護者
64	お弁当配食サービス	湯河原中学校で給食が開始されるまでの間、昼食を持参することが難しい家庭を対象にお弁当配食サービスを実施します。	学校教育課	中学生とその保護者
65	高校生通学定期券購入費補助	高等学校等へ公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者に対し、通学定期券購入費用の一部を助成します。	こども支援課	高校生とその保護者

NO	事業名	事業概要	担当課	対象者
66	子育て支援紙おむつ等支給	1歳の誕生日を迎えるまでの赤ちゃんのいる家庭に、月額7,000円を上限に紙おむつ等の支給を行います。	こども支援課	乳児とその保護者